

## 令和7年度地域ボランティア活動助成事業募集要項

### 1 目的

市民の皆さんなどからの会費及び福祉基金の運用収益を活用して、地域での支えあい活動を支援し、「共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり」を推進することを目的とします。

### 2 実施主体

久慈市社会福祉協議会

### 3 助成対象

#### (1) 対象団体

久慈市内の町内会、ボランティア団体等の任意の住民グループ

注) NPO 法人等、法人格を有している団体は対象外。

#### (2) 対象となる活動内容

地域住民の生活を支援するボランティア活動（子ども達が参加する活動も含む）

##### 【活動例】

- ◇ 一人暮らし高齢者等への配食
- ◇ 見守り・訪問活動
- ◇ 家事援助（窓ふき、雪かき等）
- ◇ 支えあいマップづくり
- ◇ 災害に備えた体制づくり
- ◇ 子ども・子育て支援活動（学習支援、子ども食堂）
- ◇ 地域での支えあい活動の体制づくり 等

※ 本助成事業以外の助成を受けて実施する活動は、助成の対象としません。

#### (3) 対象となる活動の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

### 4 助成額

1万円から10万円まで（千円単位で助成） 予算総額 300千円

### 5 助成金の対象経費

対象となる活動を実施するために必要な経費（活動資材・消耗品等購入費、食材費、交通費、研修会費、ボランティア保険料等）

##### 【助成対象とならない経費】

- ① 活動時のボランティア（協力者を含む）への手当・謝金
- ② 個人から借用した車両に対する謝金（ガソリン代は除く）
- ③ 活動拠点事務所経費など通常の団体運営費
- ④ 領収書の発行元が応募団体のものの経費
- ⑤ 助成対象団体以外の使用が見込まれる場合や整備後の管理団体が明確でない場合
- ⑥ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした経費（懇親会経費等の飲食代等）
- ⑦ 過去10年間（平成27年～）に3回助成を受けた団体は、助成の対象としない。

## 6 応募方法

(1) 助成を希望する団体は、別紙「助成事業申請書」に次の書類を添付し、久慈市社会福祉協議会に提出してください。

- ① 会則、規約またはこれに準じるもの
- ② 前年度事業報告書・収支決算書
- ③ 当該年度事業計画書・収支予算書
- ④ その他本会が特に必要とする関係書類

## 7 応募受付期間と決定時期

	応募受付期間	助成決定時期
第1次	令和7年4月1日～令和7年4月30日	令和7年5月
第2次	令和7年5月1日～令和7年8月31日	令和7年9月

※第1次助成で予算額に達した場合、第2次助成は行いません。

## 8 助成決定

- (1) 久慈市社会福祉協議会ボランティア活動センター運営委員会において審査し、助成を決定します。なお、助成の決定にあたっては、新規応募団体の申請を優先します。
- (2) 審査の結果は、各応募団体に文書で通知します。

## 9 助成金の交付

助成決定後、助成金の全額を交付します。

## 10 完了報告

助成決定を受けた団体は、当該助成活動完了後1ヶ月以内に「完了報告書」に次の書類を添付して久慈市社会福祉協議会に提出してください。

なお、助成金に残金が生じた場合は、久慈市社会福祉協議会に返金していただきます。

### 【完了報告書に添付する書類】

- ① 領収書（レシートでも可）の写し  
領収書の宛名は団体名と一致するようにしてください。
- ② 活動の状況を写した写真  
※データで提出ください。
- ③ 活動の実施に関する広報紙、チラシ等がある場合は、その印刷物

## 11 助成活動の広報

助成決定を受けた団体は、「久慈市社会福祉協議会助成事業」による活動であることを広報紙、チラシ、印刷物等に記載、周知してください。

## 12 問い合わせ先

久慈市社会福祉協議会

〒028-0014 久慈市旭町 7-127-3 久慈市総合福祉センター内

☎ 0194-53-3380 fax 0194-52-7715

(助成申請書 別紙)

**【対象費用の例】**

項 目	費用の例
消耗品購入費	用紙、筆記用具、掃除用具、雪かきスコップ等
食材費	食材代（懇親会等の飲食代は除く）
会議費	会議のための会場使用料、茶菓子
研修会費	会場借上げ料、講師謝金
旅費交通費	バス運賃
印刷製本費	チラシ等の印刷代、コピー使用料
通信運搬費	切手代、送料
水道光熱水費	水道、電気、ガス、灯油代
燃料費	車輛燃料費（スタッフ等）、除雪機、刈払機等
賃借料	機器等のレンタル料
保険料	ボランティア活動保険・行事用保険料

**【助成対象とならない経費】**

- ① 活動時のボランティア（協力者を含む）への手当・謝金
- ② 個人から借用した車両に対する謝金（ガソリン代は除く）
- ③ 活動拠点事務所経費など通常の団体運営費
- ④ 領収書の発行元が個人、応募団体のものの経費
- ⑤ 助成対象団体以外の使用が見込まれる場合や整備後の管理団体が明確でない場合
- ⑥ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした経費（懇親会経費等の飲食代等）
- ⑦ 過去 10 年間（平成 27 年～）に 3 回助成を受けた団体は、助成の対象としない。

※ ボランティア活動保険・行事用保険は、社会福祉協議会で加入手続きができます。掛金や補償など詳細については、お問い合わせください。